

第2章 内部質保証

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学修成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・2-101：内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・2-102：教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学修成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・2-103：大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・2-104：学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

*2023 年度外部評価結果への対応：①～④

- ・2-105：行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

*2023 年度自己点検・評価結果改善案への対応：⑦（第4クール成果指標）改正後設置基準の対応

評価の視点：2-101

本学は、2017（平成 29）年 4 月に「淑徳大学内部質保証に関する規程」を整備し、2018（平成 30）年に、「内部質保証に関する方針」及び手続を設定、「内部質保証推進委員会」と「大学自己点検・評価委員会」を中心とした組織体制をとっており、これらの方針については、大学ホームページに公表している（**根拠資料 第 4 期認証評価資料**淑徳大学内部質保証に関する規程、【ウェブ】内部質保証の推進について）。本学における自己点検・評価の仕組みは「点検・評価報告書」としてまとめる大学年報の発刊を主軸としており、2004（平成 16）年度から合わせて、2024（令和 6）年度現在 21 冊が発刊されており、これらも大学ホームページに公表している（**根拠資料 第 4 期認証評価資料 2-1【ウェブ】**）。毎年度の自己点検・評価報告書の作成は各組織で継続的に行っており、教職員の中に PDCA を積み重ねる意識の醸成を目指している。これらの点検結果に対し、「内部質保証推進委員会」が改善事項を抽出し、取り組み主体へ改善支援をすることで全学的な内部質保証の推進を担っている（**根拠資料 第 4 期認証評価資料**淑徳大学内部質保証に関する規程、淑徳大学自己点検・評価に関する規程、**第 4 期認証評価資料**淑徳大学 自己点検・評価の指針（2024 年度版））。実際の「点検・評価報告書」の様式の準備や取りまとめについては「大学自己点検・評価委員会」が担当し、職員を中心とした組織として「大学年報編集実務委員会」を置いた。また、2014（平成 26）年度には現在の評価・IR 室の前身である IR 推進室を設置し、2016（平成 28）年度から外部評価委員会を開催しており、全学的な内部質保証体制が構築されている（**根拠資料**

第4期認証評価資料 2-2【ウェブ】、2-4【ウェブ】）。

2023（令和5）年度に、「内部質保証推進委員会」を中心として、内部質保証体制の点検が行われた結果、2024（令和6）年度からは「大学自己点検・評価委員会」を中心とした新体制となり、これらの新しい体制、手続きや方針について、大学ホームページに公表している（**根拠資料 第4期認証評価資料【ウェブ】内部質保証システム概念図、第4期認証評価資料【ウェブ】自己点検・評価のスケジュール、第4期認証評価資料【ウェブ】教育の内部質保証システム概念図**）。2024（令和6）年度は、その体制が適切かどうかの検討が実施され、「大学自己点検・評価委員会」より自己点検・評価方法等の改善提案が行われ、「内部質保証推進委員会」で審議の上「大学協議会」で変更された「質保証の指針」が承認された（**根拠資料 第4期認証評価資料 1-5、1-6、2-3、2-6**）。

2024（令和6）年度の新体制では、「大学自己点検・評価委員会」の構成員の変更と役割の明確化、機能強化を図っており、自己点検・評価の担当副学長が「大学自己点検・評価委員会」の委員長を務め、学位プログラムの編成、実施や改善等に中核的な役割を担う学科長と各キャンパスの「学部自己点検・評価委員」の職員が新たな構成員となり、大学（機関）レベルと学部・学科（学位プログラム）レベルの結節点として、各キャンパスの情報共有や構成員への理解の深化を図ることを担っている。「大学自己点検・評価委員会」が取りまとめた「点検・評価報告書」は学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」へ報告され、改善課題の抽出ののち、「大学自己点検・評価委員会」が改善案の計画化を行い、次年度の「点検・評価報告書」に改善方策として反映させる仕組みをとっており、絶え間なく改善に繋げるシステムとなるように目指している（**根拠資料 第4期認証評価資料 1-5、1-6**）。さらに、2024（令和6）年度に「内部質保証推進委員会」と「大学自己点検・評価委員会」の連携を図り、組織的な対応を強化するため、両委員会の事務局を担う評価・IR室が新設されており、今後、関連委員会を中心とした内部質保証の推進に向けて支援を行っていく（**根拠資料 第4期認証評価資料 2-2【ウェブ】、2-4【ウェブ】**）。

このように、本学では教育・研究活動の充実を図るために内部質保証体制を整備し、その適切性について定期的な点検・評価を行い、形骸化させない工夫と改善を行っている。

評価の視点：2-102

本学の三つの方針については大学ホームページに公表されており、内部質保証の推進に責任を負う全学的組織である「内部質保証推進委員会」において、三つの方針の基本的な考え方や、その策定及び改訂の手続きをまとめ、点検・評価の支援を行っている（**根拠資料 第4期認証評価資料 1-5、2-5**）。内部質保証推進委員会は、①三つの方針の改訂案、②改訂する理由書、③三つの方針に関連する各自点検・評価報告書（前年度分）、④（DP及びCP改訂の場合）改訂前の学修目標の達成状況、⑤改訂プロセスをとりまとめた書類をもとに審議を行うことになる。しかしながら、三つの方針の点検主体はどの組織なのかについては更に検討が必要である。また、三つの方針を改訂する場合はどのような手続きが必要なのか、更には、役割と権限の明確化、合意形成までのフローの整理が必要となる。なお、こうした課題は、大学委員会の役割、構成員、あり方の見直しにも関連する。

体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援については、「大学教育課程編成委員会」が担当しており、2024（令和6）年度には「教育の内部質保証システム体系図」を新設し、教育活動を恒常的・継続的に点検する全学的な組織として既存の「大学教育課程編成委員会」を位置づけ

た（**根拠資料 第4期認証評価資料【ウェブ】**教育の内部質保証システム概念図）。「大学教育課程編成委員会」は、学位授与方針及び教育課程編成・実施方針に基づき、体系的な教育課程の編成に関する必要な事項を審議する機関として、2025（令和7）年度から適用を予定している大学設置基準改正に伴う主要授業科目、履修モデル、また多様なメディアを高度に活用した授業の教育効果の検証等、教育課程の編成に関する事項の審議機関となり、全学的な教育の質保証を担当する組織となっている（**根拠資料 第4期認証評価資料 2-7、2-8、2-9、2-10、2-11【ウェブ】**）。（なお、学位プログラム GUIDE については内容が膨大で、データ量が大きくなってしまったため、GUIDE の作り方には工夫が必要である）。また、第4章にも述べているように、効果的な教育方法の開発や学修成果の可視化に向けた調整・支援については、「淑徳大学高等教育研究開発センター」が担当しており、学部・学科（学位プログラム）レベルとの連携を図るため、各キャンパスの教学を担当する教職員がセンター構成員を兼ねており、教職協働で教育研究の改革・改善に関する対応を行う体制としている（**根拠資料 第4期認証評価資料 2-12、2-13【ウェブ】、2-14【ウェブ】**）。2025（令和7）年度の大学設置基準改正への適用を機に、既存の教育課程編成に関する一連の資料や手続きについて「淑徳大学の学位プログラム GUIDE」にまとめ学内外に公表することとし、全学的に集約化されたガイドを起点に、さらなる教育の質向上への議論につなげることを目指す（**根拠資料 第4期認証評価資料 2-11【ウェブ】**）。（なお、学位プログラム GUIDE については内容が膨大で、データ量が大きくなってしまったため、GUIDE の作り方には工夫が必要である）。新体制において「大学教育課程編成委員会」が教育活動を恒常的・継続的に点検する組織として、学部・学科レベルとの結節点となり、より一層の全学的な調整・支援を行っていく必要がある。

評価の視点：2-103

学部・研究科には「自己点検・評価委員会」が設置され、各部局や委員会との全学的な連絡・調整を行う「大学自己点検・評価委員会」が主体となり、決められたサイクルで自己点検・評価が行われている（**根拠資料 第4期認証評価資料淑徳大学 自己点検・評価の指針（2024年度版）**）。その結果は、「点検・評価報告書」にまとめられ、「内部質保証推進委員会」へ報告、「内部質保証推進委員会」は改善課題を抽出し、また「外部評価委員会」からの改善課題と合わせて、「大学自己点検・評価委員会」が改善案の計画化を行い、次年度の「点検・評価報告書」に改善方策として反映させるフローとなっている（**根拠資料 第4期認証評価資料 1-5、2-5**）。また、「淑徳大学ヴィジョン」や重点施策、学園中期計画を具体的な施策として定量的・定性的な目標を定めた「第4クール成果指標」に落とし込んでおり、「大学自己点検・評価委員会」が主体となって、各取組主体に「第4クール成果指標」の進捗状況の確認を半期ごとに行っている（**根拠資料 第4期認証評価資料 1-6、1-11**）。

「内部質保証推進委員会」からの改善指示に基づいた改善方策の事例として、2022（令和4）年度改善課題であった「4. 募集等活動について」は、第5章に述べているように翌年2023（令和5）年度に「募集戦略検討会議」が設置され、全学的な検討が行われた。また、学生広報チームの設置による学生視点での広報活動の強化といった取組に繋がっており、各部局や委員会の自己点検・評価の結果浮かび上がった課題を、「内部質保証推進委員会」が全学的に取り上げ支援し、大学協議会へ報告することで、各部局のPDCAサイクルを機能させるよう工夫している（**根拠資料 第4期認証評価資料 1-10、2-6**）。

教職課程に関する点検・評価の実施については、各学部の教職課程運営委員等から構成される

大学教職課程運営委員会が担っており、毎年度自己点検・評価の実施方針に基づき点検・評価を行っている（**根拠資料 第4期認証評価資料**淑徳大学 教職課程の自己点検・評価の実施方針）。2021（令和3）年5月改正、2022（令和4）年4月に施行された「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」により、全学的な体制の整備及び自己点検・評価の仕組みの導入が求められ、2021（令和3）年度10月から大学教職課程運営委員会にて「淑徳大学 教職課程の自己点検・評価の実施方針」の策定が進められた。基準と観点を定め、2022（令和4）年度～2025（令和7）年度の4か年を1クールとし、点検・評価を行い、大学年報として公表している。

評価の視点：2-104(外①～④)

本学では各部局の自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、内部質保証の枠組みのなかに第三者からの評価として「外部評価委員会」と「学生参画スタッフ」を位置づけている。

「外部評価委員会」について、「内部質保証推進委員会」が毎年「点検・評価報告書」をもって点検・評価結果の検証を「外部評価委員会」に依頼し、「外部評価委員会」は検証の結果を「内部質保証推進委員会」に報告している。具体的には、三つの方針に照らした取組の適切性を点検し、「外部評価シート」に検証結果をコメントし、本学はその結果をふまえた課題への改善を行い、次年度の「外部評価委員会」で報告する流れとなっている（**根拠資料 第4期認証評価資料** 1-4、2-15、2-16）。2023（令和5）年度の「外部評価委員会」では、4項目の課題が示され、改善計画とその経過を「点検評価・報告書」に記録（①～④）し、2024（令和6）年度の「外部評価委員会」で内部質保証推進委員長の学長が報告した。また、「外部評価委員会」は2016（平成28）年度より開催されており、第10回目の開催を迎える2024（令和6）年度「外部評価委員会」では、過去の検証結果を本学がどのように受け止め、改善・向上につなげてきたかの振り返りが行われた。このように、学外有識者や卒業生を構成員とする外部評価の取組は、本学の教育研究活動における長所や課題について、忌憚のない意見を得る貴重な機会となっている。

「学生参画スタッフ」について、本学では2022（令和4）年度より大学運営に対する学生の参画方法の検討が進められ、2023（令和5）年度に「淑徳大学学生参画スタッフ活動」を本格的に稼働、2024（令和6）年度に「淑徳大学学生参画スタッフに関する申し合わせ」を新設し、組織的な取組として活動を開始した（**根拠資料 第4期認証評価資料** 1-8、1-10、2-6、2-17、2-18）。2023（令和5）年度以降、大学側からの提案テーマとして、全学共通基礎教育科目（S-BASIC）の点検・評価、教職員の実態調査をもとにした大学内での学生アルバイト窓口の統一化（ON CAMPUS JOB）、さらに学生の話し合いのなかから提案された学部やキャンパスを跨いだ交流の場の創出（学部・学科間交流）という三つの取組課題を掲げ、5か年の中期的な計画を立案し、定期的に大学執行部と意見交換を行っている（**根拠資料 第4期認証評価資料** 2-19【ウェブ】、2-20【ウェブ】）。大学執行部を構成員とする「内部質保証推進委員会」への報告を行うことで、意思決定を担う組織へ意見を届ける制度となっており、学生の視点から大学運営の示唆を得る継続的・計画的な取組みを進めている。また、活動報告会へは全構成員が参加可能であり、活動・提案内容はホームページに公表され、構成員に広く開かれた教職学連携の場として、本学の建学の精神である「利他共生」を体現する取組の一つとなっている。

このように自己点検・評価の妥当性を高めるため、「外部評価委員会」と「学生参画スタッフ」を「内部質保証推進委員会」に対する第三者的な検証機関と位置付け、ホームページでの公表や「点検評価・報告書」に報告することで、両者の活動をオープンな質保証の取組とする工夫をして

いる。

評価の視点:2-105(点⑦)

本学が第 3 期認証評価(2018 年度受審)で指摘を受けた事項について、受審翌年度の 2019 (令和元)年度に「内部質保証推進委員会」で「受審結果に基づく改善工程表」を策定、担当委員会・部署にてその対応を行い、改善の成果を「内部質保証推進委員会」で確認の上、2022(令和 4)年7月に「改善報告書」にまとめ、認証評価機関に提出した(根拠資料 第 4 期認証評価資料 2-21【ウェブ】、2-22)。これらの認証評価の報告書等については学内で共有するとともに、ホームページで公表している。また、認証評価で抽出された改善課題については、「淑徳大学ビジョン」や学園の中期事業計画と照らし合わせ、重点施策と連関して、組織的かつ中長期的な対応に繋げている(根拠資料 第 4 期認証評価資料【ウェブ】淑徳大学ビジョン、第 4 期認証評価資料 学校法人大乘淑徳学園「中期計画書」、第 4 期認証評価資料 淑徳大学中期事業計画(R5~R9))。学園本部の策定する「予算編成方針」でも、認証評価の結果を踏まえた事業計画の策定が方針として掲げられており、事業と予算計画と連動して組織的な対応が出来る体制となっている(根拠資料 第 4 期認証評価資料 2-23)。

2023(令和 5)年度に届出がなされた新設の地域創生学部について、「設置に係る設置計画履行状況等報告」での「6. 附帯事項等に関する履行状況」に指摘事項のあった箇所については、学部長・学科長を中心に方針を策定し、ホームページで公開している(根拠資料 第 4 期認証評価資料 設置計画履行状況調査等への対応(5ヵ年))。上記のように行政機関、認証評価機関等からの指摘事項については、迅速に学内で共有され、適切に対応している。

関係法令への対応として、2022(令和 4)年 10 月に改正された大学設置基準への対応について、本学では「設置基準対応工程表」を策定し、2024(令和 6)年 4 月に適用開始を目前に学内の準備を進めてきた(根拠資料 第 4 期認証評価資料 2-24、2-25、2-26)。しかし、新基準適用に向けて教職員の理解の深化が必要であり、2024(令和 6)年度「内部質保証推進委員会」で、必要な手続きと精緻な議論が必要であると審議され、2024(令和 6)年度は移行期間とし、2025(令和 7)年 4 月適用開始を目指して対応を進めることとなった(根拠資料 第 4 期認証評価資料 1-5、2-6、2-27)。改正後設置基準対応については「内部質保証推進委員会」が進捗管理を行い、学内の意思決定プロセスや学則、規程の変更等の手続きや、課題の共有を行いながら、2025(令和 7)年 4 月適用開始を目標に現在準備を進めている(⑦)。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・2-201: 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・2-202: 教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

評価の視点:2-201

本学では、学園規程「情報公開規程」を定め、学校教育法、私立学校法等の法令等に基づき、教育研究活動、自己点検・評価結果(大学年報)、財務状況等、法人および大学のホームページで広く社会に公表している(根拠資料 第 4 期認証評価資料 2-28、第 4 期認証評価資料【ウェブ】教育

情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況）、【2-29【ウェブ】）。本学独自に公表している項目については、受験生やステークホルダーを対象として「数字で見る淑徳大学」の特設サイトに集約しており、本学の諸活動の状況を数字で確認できるような情報発信を行っている（**根拠資料 第4期認証評価資料 2-30【ウェブ】**）。教育情報の更新については、アドミッションセンターが担当しており、全学的な確認を行うとともに速やかに更新を行う体制をとっている。しかしながら、ホームページの構造上、情報に到達しにくいいため、ステークホルダーがより分かりやすく、且つ、手軽に情報収集できる環境を整えることが求められる。

評価の視点：2-202

教育研究活動の情報について、本学では2015（平成27）年度より毎年学修行動等に関する調査を実施し、その結果を「学修行動調査報告書」として大学のホームページで広く社会に公表している（**根拠資料 第4期認証評価資料 2-14【ウェブ】**）。また、2018（平成30）年度より「卒業時調査報告書」、2022（令和4）年度より「卒業1年後調査報告書」として、各調査の報告書を掲載しており、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を広く社会に公表している。

教育課程に関する点検・評価結果について、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」の施行以前より、各学部の教職課程運営委員会等で自己点検・評価を実施し、大学年報に報告をしていたが、2022（令和4）年度より「淑徳大学 教職課程の自己点検・評価の実施方針」に基づき、大学教職課程運営委員会が全学的な組織となり、各学部の教職課程担当組織との連携を図りながら、改善方策及び改善計画を立案している。その結果は、大学のホームページに公表されている（**根拠資料 第4期認証評価資料【ウェブ】**教育情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況））。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

・2-301：内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

*2023年度自己点検・評価結果改善案への対応：③（自己点検・評価報告書）第4期認証評価受審に向けた全学的な自己点検・評価

評価の視点：2-301（点③）

内部質保証の推進に向けた基本方針の策定に関する事項を審議する「内部質保証推進委員会」では、毎年「淑徳大学自己点検・評価の指針」の見直しを図っており、2023（令和5）年度では内部質保証システムの点検の結果、新体制の構築が議論された。その結果、以下の3点の課題が抽出され、それに対応する形で2024（令和6）年度の新体制が整備された。

第一に、「内部質保証推進委員会」と「大学自己点検・評価委員会」の構成員が重複しており、両委員会の役割が不明瞭になりつつあった点である。この課題に対して、構成員を変更し、「大学自己点検・評価委員会」をより部局の裁量が大きい大学委員会に位置づけ、実態に即した形で役割の明確化を行った。具体的には、構成員を学部の「自己点検・評価委員」を兼ねる全学科長と各

キャンパスの職員に変更し、各学部との結節点として情報共有、連携の役割を強化した。研究科については、「内部質保証推進委員会」に研究科長、「大学自己点検・評価委員会」には別の教員を選出することで、構成員を切り分けて点検する体制を整備した。さらに自己点検・評価活動の一環として大学年報の発刊を行ってきた「大学年報編集実務委員会」を改組し、「大学自己点検・評価委員会」と統合し、実務面での円滑化を図った。

第二に、恒常的・継続的に内部質保証を支援する組織が必要な点である。この課題に対し、まず「外部評価委員会」と「学生参画スタッフ」を「内部質保証推進委員会」のもとに位置づけ、検証の妥当性を高めるために両者の活動をオープンな質保証の取組とした。次に、こうした取組や委員会の連携が可能になるよう、質保証の裏付けとなるデータを扱う IR 推進室を統合し附属機関として「評価・IR 室」を新設した。真に意味のある内部質保証システムは、大学の能動的な姿勢、構成員の主体的な関与や部局間の連携協力が必要であり、労力も時間も要するため、「評価・IR 室」が自己点検・評価と教学 IR を支援する恒常的な組織となり、内部質保証にかかわる 4 つの組織の事務担当として継続的に支援を行う体制をとっている。

第三に、教育の企画設計、運用、検証及び改善・向上のための指針、教育活動を恒常的・継続的に点検する組織が整理されておらず、この課題について、本学では既存の大学委員会の役割を見直し、「教育の内部質保証システム」を新しく策定することで、「大学教育課程編成委員会」がそれを担うこととした。今後は、大学設置基準の改正に対応した基幹教員にかかる主要授業科目や、遠隔授業科目、各学科・学位プログラムの検証、カリキュラムの点検・評価等の教育活動の点検・評価について、「大学教育課程編成委員会」が全体の方針や取りまとめを行い、全学的な教育の質保証に取り組むことを目指している。

以上のように、内部質保証システムの整備や機能の状況を点検・評価した結果、大学レベルと部局レベルを繋ぐ中間層に位置する「大学自己点検・評価委員会」の役割が、より重要であるという結論に達し、構成員を学部長から新たに学科長に変更したこと、学部自己点検・評価委員会の職員を入れたことで、自己点検の実質化と機動力の強化、学内構成員への浸透を図った。教育の質保証は「大学教育課程編成委員会」が、外部の評価の視点も踏まえながら、その全面的な支援を「評価・IR 室」が継続的に行う体制に大幅な見直しが図られた（**根拠資料 第 4 期認証評価資料 淑徳大学内部質保証に関する規程、淑徳大学自己点検・評価に関する規程、第 4 期認証評価資料 淑徳大学 自己点検・評価の指針（2024 年度版）**）。

また、実働を担っている「大学自己点検・評価委員会」では、自己点検・評価の方法について、各実務担当者へのアンケート調査が実施され、その結果を参考に 2023（令和 5）年度には様式の変更、情報共有ツールを活用した実務の見直しが行われた（**根拠資料 第 4 期認証評価資料 1-10、2-31**）。2024（令和 6）年度には、既存の「大学年報」と自己点検・評価の在り方の見直しがなされた。（**根拠資料 第 4 期認証評価資料 2-3、2-6**）。本学では、大学年報の発刊を主軸とした自己点検・評価の取組がなされてきたが、そのような姿勢は教職員に浸透してきており、評価の基準がないことで活動記録的になっていた年報業務の点検や作業量の軽減化を図り、各学部・学科間の情報共有や協働を図る手続きを取り入れる等、実質的な質保証という視点から方法の見直しがなされた。その結果、認証評価の機会を大学として継続的に活用していくために、「自己点検・評価の指針」並びに様式、実施方法の見直しが行われ、4 キャンパスと大学機構で情報共有しながら、大学基準に照らし合わせた「点検評価・報告書」を毎年度策定する仕組みに変更された（⑧）（**根拠資**

料 第4期認証評価資料 1-6、2-6)。その際、2024年度自己点検・評価の実施方法や体制の効果検証等を目的とし、学内構成員の意識調査として「2024年度自己点検・評価方法に関する振り返りアンケート」を実施した。その結果、「内部質保証に関する理解が深まった」「他キャンパスの取組の理解が深まった」「淑徳大学の課題が明確になった」等の成果が得られたとする評価の割合が、全ての項目において、今回の自己点検・評価シートの作成のほうが、過去の大学年報作成で得られた評価の割合を上回っていた。よって今後は、認証評価の受審を自己点検の仕組みと統合して、さらに活用していく（根拠資料 第4期認証評価資料 2-3）。また、持続性のある質保証の取組の流れや自己点検・評価活動における協働文化の醸成を図るため、2024（令和6）年度に実践している動画配信を活用して、大学構成員への理解の浸透を促進していく予定である。

このように、2023（令和5）年度では、「内部質保証推進委員会」によって内部質保証の体制について、2024（令和6）年度では新体制で各部局との情報連携の要となる「大学自己点検・評価委員会」において、そのシステムの有効性や自己点検・評価の在り方について、点検・評価が行われ、抽出された課題に対し改善が行われた。今後も、新体制の機能の検証を継続して行い、認証評価の機会を大学の質保証の取組により実質的に活用し、毎年の活動のなかに恒常的に組み入れていくことで、長所や問題点、改善課題を引継ぎ、教育研究活動の質の向上を目指していく。

文部科学省の設置計画履行状況調査について、設置計画履行状況調査結果（令和5年度）に「指摘事項（改善）」（教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めること（地域創生学部地域創生学科））が付されており、入学定員充足へ向けて広報活動等の充実を図り、認知度の向上を目指す（根拠資料 第4期認証評価資料 設置計画履行状況調査等への対応（5カ年））。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

2022年度より開始された「淑徳大学学生参画スタッフ」の活動について、年2回程度の活動報告会を全学生、教職員向けに開催、大学執行部と対話の場を設け、教職学協働の取組となっており、今後さらに全学的な展開が求められる。現在、全学共通基礎教育科目「S-BASIC」について、主管部署である高等教育研究開発センターと連携を取りながら、課題解決に向け、学生の主体的な学びをサポートし、大学側に提案を行う活動を実施している。また、2024（令和6）年度「外部評価委員会」では、本学の質保証を担う「外部評価委員会」と「学生参画スタッフ」が協働する体制をとっており、開かれた質保証システムの取組として、本学の内部質保証の適切性を評価、客観性の担保を目指している。

◆問題点

2024（令和6）年度の新体制において、「教育の内部質保証システム体系図」に位置づけられる各組織において、属人的な業務ではなく、組織（委員会等）として継続性をもって機能させていくために、さらなる工夫が必要である。また、組織内での教育の質やカリキュラムの専門知識を有した人材の育成が必要である。今後は、組織構成員や人材育成の仕組みの検討を行うとともに、学位プログラムの検証、カリキュラム点検・評価等といった教育活動の点検・評価について、「大学教育課程編成委員会」が組織的なとりまとめや支援を行い、教育の質保証を強化していく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

2024（令和 6）年度の内部質保証の新体制において、今後もその有効性及び適切性について、学内外の視点から継続的に点検・評価を行っていくことが肝要である。自己点検・評価について情報共有の仕組みは整備されたが、2024（令和 6）年度に実施された動画配信やアンケート調査等を活用しながら構成員へのさらなる理解浸透を図り、4 キャンパスと大学機構の間で、事例紹介や改善に向けた助言を相互に行う等、ピアレビューの仕組みに発展させていくことが考えられる。また、新設された「教育の内部質保証システム体系図」については各階層の機能・役割、構成員を含めた見直しを継続していく必要がある。内部質保証のシステムが有機的に機能しているかどうかの検証やそれを支援する組織体制の整備に加え、第 4・10 章でも述べているように、学位プログラムの点検・評価を担うカリキュラムコーディネーターや、教学 IR 機能の充実のための人員配置等、教員と職員の両者において専門的な人材育成やその育成のためのサポート体制を整えていくことが求められる。

◆全体のまとめ

本学では、2017（平成 29）年に「淑徳大学内部質保証に関する規程」を整備し、方針や指針を明確に提示しながら、内部質保証システムの構築を図ってきた。その結果、大学年報の発刊を主軸とする毎年度の自己点検・評価活動については構成員に根付いた取組となっており、内部質保証システムが実質的に機能しているかどうかの点検が行われた。2023（令和 5）年度では、既存の内部質保証システムの点検を実施、2024（令和 6）年度には新体制によって、自己点検・評価の方法の点検が行われ、より実質的な仕組みの構築が目指された。このような体制や方法の点検は、今後も継続していくことが必要であり、本学の内部質保証を担うのは本学の全構成員であるという理解を浸透させるべく、「大学自己点検・評価委員会」が要となって各部局の意見集約や連携を強化し、有機的に機能する内部質保証システムとして進化を続けていく。